

**サクッとわかる貿易実務問題集 初版（初版第1刷 2011年2月1日）**

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。また、法改正による訂正箇所が生じました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「書籍を購入された方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2013.02.14

ページ	該当箇所	誤	正	備考
P.59 (誤記訂正)	セクション8 解説 問題3-15. ,16.	DDP条件において、指定仕向地での荷降し費用の負担者は原則として輸出者である。	DDP条件において、指定仕向地での荷降し費用の負担者は原則として <b>輸入者</b> である。	2012. 02. 20
P106 (誤記訂正)	セクション13 正答&解説 問題2-7 正答	(D)－ <u>(I)</u>	(D)－ <b>(i)</b>	2012. 12. 13
P.190 (法改正)	セクション22 問題 問題1-2. 正答、および、解説	正答: × 解説: 2011年10月に輸出申告制度の改正がありました。 本改正によって、輸出申告においては保税地域に貨物を持ち込まなくてもできる、つまり、輸出者拠点に貨物が置かれている状態で輸出申告ができるようになりました。(従来どおり、保税地域に搬入後に申告することもできます。) ただし、輸出許可を受けることができるのは、当該貨物の保税地域搬入後となります。 なお、輸出申告先は「輸出しようとする港・空港の所在地を管轄する税関長」です。輸出者拠点の所在地を管轄する税関長と輸出しようとする港・空港の所在地を管轄する税関長が違う場合もありますが、その場合でも「輸出しようとする港・空港の所在地を管轄する税関長」に申告しなければいけません。		2012. 02. 20
P.328、329、 332、333 (法改正)	セクション37 問題・解説 問題1-1. 問題2-4. ~15.	問題、解説を削除 解説: 上記の輸出申告制度の改正により、同じく2011年10月より、予備申告制度(事前申告制度)、コンテナ扱いの制度はなくなりました。 また、問題1の「例. 原則的な輸出通関」についても下の流れも可となりました。 (C)→(D)→(H)→(A)→(C)→(F)		2012. 02. 20
P.332 (法改正)	セクション37 解説 問題1-3. ,4.	正答: 3. (B)→(D)→(C)→(H)→(A)→(F) 4. (G)→(B)→(D)→(C)→(H)→(A)→(F) 解説: 2011年10月の法改正で、特定輸出貨物と同じく、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告貨物についても、輸出者拠点で輸出申告をし、そこで輸出許可まで受けることができるようになりました。 なお、輸出申告先は「当該貨物が置かれている場所又は輸出しようとする港・空港の所在地を所轄する税関長」となり、これら輸出AEO制度を利用する輸出貨物は「特例輸出貨物」と呼称されるようになりました。		2012. 02. 20
P.330 (法改正)	セクション37 解説 問題3-7. ,16	正答: 7. × 16. × 解説: 上述の通り。		2012. 02. 20
P.334 (誤記訂正)	セクション37 解説 問題3 正答	18. <u>×</u>	18. <b>○</b>	2013. 02. 12